

# 国民年金

## 公的年金等の源泉徴収票が交付されます



### 老齢給付の受給者に送付

国民年金、厚生年金保険および共済組合などから支給される公的年金等については、所得税法上「雑所得」とみなされ、所得税が課せられます。しかし、国民年金法等において、障害もしくは死亡を支給事由とする年金については課税しないこととなっているため、老齢もしくは退職を支給事由とする年金についてのみ課税されます。

公的年金等の支払者（厚生労働省・各共済組合）は、所得税が老齢年金等から源泉徴収されたか否かにかかわらず、老齢年金等を受けている方々全員に「公的年金等の源泉徴収票」を作成し、その年の翌年1月31日までに交付されます。

このため、厚生労働省から委託された日本年金機構では、国民年金、厚生年金保険の対象となる年金受給者の方々に平成21年分の源泉徴収票を作成し、平成22年1月末日までに届くよう、平成22年1月15日から順次送付されています。

源泉徴収票に記載されている事項は、その年の1年間に支払われた年金の総額、社会保険料の金額（介護保険料額、国民健康保険料および長寿医療保険料）、源泉徴収税額および控除内容となっています。

なお、65歳未満で年金の支払額が108万円に満たない方と、65歳以上で年金の支払額が158万円に満たない方については、所得税が源泉徴収されません。

### 確定申告の際に必要

二つ以上の年金の支払者に扶養親族等申告書を提出している方や、年金以外に給与等の所得がある方、または公的年金等の雑所得の合計額が各種所得控除の

合計額を超える方などは、確定申告（平成22年2月16日～3月15日までに、住所地を管轄する税務署で受付）を行うことになっています。この源泉徴収票は、その際に、添付書類として必要となりますので大切に保管してください。

なお、老齢年金等から特別徴収されていない介護保険料などの社会保険料がある場合は、確定申告を行い、所得税の過不足分を精算することになります。

万一、源泉徴収票を紛失された場合や未着の場合等には、日本年金機構のコールセンター（ねんきんダイヤル）において源泉徴収票の再交付の受付を行っています。

【電話番号】0570—05—1165

※IP電話・PHSからは、

03—6700—1165にお電話ください。

### 【受付時間】

・月～金曜日＝8時30分～17時15分

ただし月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は19時まで受け付けています。

・第2土曜日＝9時30分～16時

※日曜と第2を除く土曜日、祝日はご利用いただけません。

また、来訪による源泉徴収票の再交付の受付、その他の年金相談については、年金事務所および年金相談センターで受け付けています。お問い合わせ等の際は、年金証書の基礎年金番号・年金コードをご用意ください。

※日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp>

## 仙北市の医療費(11月診療分)

### ●国保

世帯数	5, 309戸
被保険者数	9, 452人
総医療費	18, 811万9千円
1人あたり医療費	19, 902円

### ●福祉医療

受給者	3, 410人
個人負担への助成額	1, 645万0千円
1人あたり助成額	4, 824円

### ●後期高齢者医療被保険者数

1月1日現在	5, 580人
--------	---------